認定事業再構築計画の内容の公表

- 1. 認定した年月日 平成19年3月23日
- 2. 認定事業者名 株式会社福岡銀行、株式会社熊本ファミリー銀行
- 3. 認定事業再構築計画の目標
 - (1) 事業再構築に係る事業の目標

株式会社福岡銀行と株式会社熊本ファミリー銀行は、営業エリアを越えた「広域展開」による顧客基盤拡大が、新たな成長戦略の軸となり、その早期実現のためには、財務基盤の安定と経営の効率性確保を前提とした経営統合が有効な手段であるとして、共同持株会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を平成19年4月2日に設立し、経営統合を行うこととした。

経営統合により、営業戦略の融合、事務・システムの共通化及び「人財」の融和を 進めて、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、 企業価値の持続的成長などを目指していくとしている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成21年3月期には平成18年3月期との比較において、有形固定資産回転率(株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行の合算ベース)が16.9%(≧5%) 上昇すると見込んでいる。

- 4. 認定事業再構築計画の内容
 - (1) 事業再構築に係る事業の内容
 - ① 中核的事業

地元大企業取引・中小企業取引及び個人取引

② 選定理由

株式会社福岡銀行と株式会社熊本ファミリー銀行は、独立の銀行として永年培った地域におけるブランド力を活かしながら、グループ経営理念を共通の価値観とし、統一した経営戦略のもとリスク管理・内部管理態勢及び業務運営体制の高度化と共通化を図り、統合効果を高めていくことで、預金者や取引先・利用者の満足度の向上、健全性及び収益力の向上による株主価値の向上、地域への貢献等を実現し、すべてのステークホルダーに対し価値創造を提供していくとしている。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社福岡銀行 : 福岡市中央区天神二丁目 1 3 番 1 号 株式会社熊本ファミリー銀行 : 熊本市水前寺六丁目 2 9 番 2 0 号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ:福岡市中央区天神二丁目 1 3 番 1 号

(平成19年4月2日設立)

- (3) 事業再構築を実施するための措置の内容 別表のとおり
- (4) 事業再構築の開始時期及び終了時期 事業再構築の開始時期:平成19年4月 事業再構築の終了時期:平成21年3月
- 5. 事業再構築に伴う労務に関する事項
 - (1)事業再構築の開始時期の従業員数(平成18年3月末実績)株式会社福岡銀行3,079人株式会社熊本ファミリー銀行1,295人
 - (2) 事業再構築の終了時期の従業員数(平成21年3月末計画) 株式会社福岡銀行 3,764人程度 株式会社熊本ファミリー銀行 1,378人程度 ※ 持株会社の従業員は、全員銀行からの出向
 - (3) 事業再構築に充てる予定の従業員数(平成21年3月末計画) 株式会社福岡銀行 3,764人程度 株式会社熊本ファミリー銀行 1,378人程度
 - (4) (3)中、新規採用される従業員数株式会社福岡銀行株式会社熊本ファミリー銀行662人程度193人程度
 - (5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数 平成19年4月予定(持株会社設立時) 出向172人程度、解雇予定なし 株式会社福岡銀行 127人程度(75人子銀行と兼務) 株式会社熊本ファミリー銀行 45人程度(22人子銀行と兼務)

事業再構築の措置の内容

| 事業再構築の措置の内容 | | | | | | |
|-------------|---------|-----------------------------|----------|--|--|--|
| 措置事項 | | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 | | | |
| 事 | 業の構造の変更 | | | | | |
| | 株式移転によ | 〇 株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行は、 | 租税特別措置 | | | |
| | る中核的事業 | 株式移転により株式会社ふくおかフィナンシャルグルー | 法第80条(認 | | | |
| | の開始、拡大 | プを設立し、その傘下に入る。 | 定事業再構築 | | | |
| | または能率の | | 計画等に基づ | | | |
| | 向上 | (1) 新設会社 | き行う登記の | | | |
| | | 名 称:株式会社ふくおかフィナンシャルグループ | 税率の軽減) | | | |
| | | 住 所:福岡市中央区天神二丁目 13 番 1 号 | | | | |
| | | 代表者:代表取締役社長 谷 正明 | | | | |
| | | 設立日:平成 19 年 4 月 2 日 | | | | |
| | | 資本金:1,000 億円 | | | | |
| | | | | | | |
| | | (2) 株式移転を行う会社(平成18年9月期) | | | | |
| | | 名 称:株式会社福岡銀行 | | | | |
| | | 住 所:福岡市中央区天神二丁目 13 番 1 号 | | | | |
| | | 代表者:取締役頭取 谷 正明 | | | | |
| | | 資本金: 732 億円 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 名 称:株式会社熊本ファミリー銀行 | | | | |
| | | 住 所:熊本市水前寺六丁目 29 番 20 号 | | | | |
| | | 代表者:取締役頭取 河口 和幸 | | | | |
| | | 資本金: 342 億円 | | | | |
| | | | | | | |
| | | (3) 株式移転比率 | | | | |
| | | 1 (福岡銀行): 0.217 (熊本ファミリー銀行) | | | | |
| | | | | | | |
| 事 | 業革新 | | | | | |
| | 第2条第2項 | 〇 持株会社によるグループ経営管理・経営戦略 | 租税特別措置 | | | |
| | 第2号ハ | | 法第80条(認 | | | |
| | | 経営管理においては、経営を監督し方向付ける取締役会 | 定事業再構築 | | | |
| | | をはじめ、グループ経営会議及び各種委員会、並びに監査 | 計画等に基づ | | | |
| | | 役会の機能を充実させ、コーポレートガバナンス体制を確 | き行う登記の | | | |
| | | 立するとともに、グループ全体を俯瞰した業務の有効性・ | 税率の軽減) | | | |
| | | 効率性の向上、リスク管理及びコンプライアンス態勢確立 | | | | |

な経営管理体制を構築することにより、以下のような統合 効果が期待され、その早期実現に向けてグループ経営戦略

の立案・実行を進めていく。

| 措置事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|------|-----------------------------|----------|
| | | |
| | (1) ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上 | |
| | 福岡県及び熊本県を中心に両行合わせて240カ店以 | |
| | 上の営業拠点やATMネットワークを活用した決済サー | |
| | ビスネットワークや取引先への営業情報提供等のサポー | |
| | ト体制の充実を実現する。また、これまで両行が培った金 | |
| | 融商品・サービス開発のノウハウ、顧客ニーズに即応する | |
| | 営業カルチャーを統合してさらに強化し、顧客サービスの | |
| | 向上を図り、統合による収益の最大化を実現する。 | |
| | 営業面の具体的施策としては、熊本ファミリー銀行にお | |
| | いては、各種ソリューション営業の協業体制を確立しなが | |
| | らリソースを集中投下することによる中小企業取引の拡 | |
| | 大、アパートローン・住宅ローン・消費性ローン・資産運 | |
| | 用商品・デリバティブ商品等における取扱商品の強化およ | |
| | び販売体制の構築等に取組んでいく。また、営業体制や本 | |
| | 部機能の効率化により、営業人員を捻出し、営業力の一層 | |
| | の強化を図る。一方、福岡銀行においては、熊本ファミリ | |
| | 一銀行が持つ地元情報を有効活用し、各種ソリューション | |
| | 営業を積極的かつ効率的に展開する。 | |
| | (2) 地域社会への貢献 | |
| | 両行が統合によってさらに強固な財務基盤を構築し、企 | |
| | 業や個人、並びに地方公共団体等に対して充実した金融機 | |
| | 能をさらに効率的に提供することによって、地域金融の安 | |
| | 定と円滑化を通した地域貢献を実現する。 | |
| | (3) 企業価値の持続的成長 | |
| | 持株会社のグループ経営管理体制の構築によって、預金 | |
| | 者や取引先・利用者の満足度の向上、健全性及び収益力の | |
| | 向上による株主価値の向上、地域への貢献等、ステークホ | |
| | ルダーへの価値創造を提供することによって、持株会社グ | |
| | ループ全体の企業価値の持続的な成長を実現する。 | |
| | 〇 以上のように、持株会社設立以降、持株会社が両行の経 | |
| | 営管理を行い、経営戦略の策定を行うことで「役務(金融 | |

サービス)の新たな提供方式」を実現する。それによって、 顧客サービスの向上等の統合による効果を生み出すこと

| 措置事 | 事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|-----|----|------------------------------------|----------|
| | | により、「役務(金融サービス)の提供の著しい効率化」 | |
| | | を実現する。 | |
| | | | |
| | | 〇 具体的数值基準 | |
| | | 平成 21 年 3 月期の「業務粗利益 1 円あたりの経費」を | |
| | | 平成 18 年 3 月期との比較において 7.30%低減させる。(福 | |
| | | 岡銀行及び熊本ファミリー銀行合算ベース) | |